

非適格合併等に係る調整勘定の計算の明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	法人名	()
----------------------	-------------	-----	-----

非 適 格 合 併 等 の 日		・		被合併法人等の名称				
非 適 格 合 併 等 の 別		非適格合併・非適格分割・非適格現物出資・事業の譲受け						
資 産 調 整 勘 定 の 金 額 の 明 細	非適格合併等対価額が時価純資産 価額を超えるときのその超える部 分の金額	1	円	退 職 給 与 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 明 細	退職給与負債調整勘定の当初計上額	11	円	
	資 産 等 超 過 差 額	2			退 職 給 与 引 受 従 業 者 の 数	12		
	資産調整勘定の当初計上額 (1)－(2)	3			期首退職給与負債調整勘定の金額	13	円	
	期首資産調整勘定の金額	4			当 期 に 益 金 算 入 す べ き 金 額 ($(\frac{(11)}{(12)} \times \text{減額対象従業員数})$ 又は個別 計算による金額)	14		
	当期に損金算入すべき金額 $\left((3) \times \frac{\text{当期の月数}}{60} \right)$ 又は(4)	5			適格分割又は適格現物出資により 引継ぎをした退職給与負債調整勘 定の金額 ($(\frac{(11)}{(12)} \times \text{引継者数})$ 又は個別計算に よる金額)	15		
	翌期首資産調整勘定の金額 ((3) 又は(4)) － (5)	6			翌期首退職給与負債調整勘定の金額 ((11) 又は(13)) － (14) － (15)	16		
	差 額 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 明 細	差額負債調整勘定の当初計上額	7		短 期 重 要 負 債 調 整 勘 定 の 金 額 の 明 細	短期重要負債調整勘定の当初計上額	17	
		期首差額負債調整勘定の金額	8			期首短期重要負債調整勘定の金額	18	
当期に益金算入すべき金額 $\left((7) \times \frac{\text{当期の月数}}{60} \right)$ 又は(8)		9			当 期 に 益 金 算 入 す べ き 金 額 (短期重要負債調整勘定の金額の うち当期に生じた損失に相当する 金額) 又は(18)	19		
翌期首差額負債調整勘定の金額 ((7) 又は(8)) － (9)		10			適格分割又は適格現物出資により 引継ぎをした短期重要負債調整勘 定の金額	20		
					非適格合併等の日から3年が経過 したことにより益金算入される金額 (18)－(19)－(20)	21		
					翌期首短期重要負債調整勘定の金額 ((17) 又は(18)) － (19) － (20) － (21)	22		

別表十六(十一)

平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六（十一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第62条の8《非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等》の規定の適用を受ける場合に記載します。

この場合、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- 2 「当期に益金算入すべき金額
(($\frac{(11)}{(12)}$ ×減額対象従業者数)又は個別 14 及び
計算による金額)」

「適格分割又は適格現物出資により引継ぎをした退職給与負債調整勘定の金額 15 の
(($\frac{(11)}{(12)}$ ×引継者数)又は個別計算による金額)」

各欄は、令第123条の10第12項《非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等》の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する退職給与引受従業者ごとの同条第7項に規定する退職給付引当金額に相当する金額の合計額を記載します。

- 3 法第62条の8第9項に規定する適格合併等又は平成22年改正前の法（以下「平成22年旧法」といいます。）第62条の8第9項《非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等》に規

定する適格組織再編により引継ぎを受けた金額についてこの明細書を記載する場合には、「非適格合併等の日」の欄にはその適格合併等又は適格組織再編に係る被合併法人、分割法人若しくは現物出資法人又は平成22年旧法第2条第12号の6《定義》に規定する事後設立法人（以下「被合併法人等」といいます。）におけるこの明細書の「非適格合併等の日」を記載し、「1」から「3」まで、「7」、「11」、「12」及び「17」の各欄は、それぞれその被合併法人等におけるこの明細書の「1」から「3」まで、「7」、「11」、「12」及び「17」の各欄の金額を記載し、「期首資産調整勘定の金額4」、「期首差額負債調整勘定の金額8」、「期首退職給与負債調整勘定の金額13」及び「期首短期重要負債調整勘定の金額18」の各欄は、それぞれ「適格合併により引継ぎを受けた資産調整勘定の金額4」、「適格合併により引継ぎを受けた差額負債調整勘定の金額8」、「適格合併等又は適格組織再編成により引継ぎを受けた退職給与負債調整勘定の金額13」及び「適格合併等又は適格組織再編成により引継ぎを受けた短期重要負債調整勘定の金額18」として記載します。